学校感染症の診断書及び証明書(案) ※訂正後

<u>学校名</u>			

年 組 氏名

- 1. 上記の者について、次の病気(〇印)と診断しました。
- 2. 上記の者について、次の病気により 年 月 から 年 月 日(日間)まで 出席を停止したことを認めます。

種類	O印	病 名	出席停止期間の基準		
			(但し、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)		
第1種		病名()	治癒するまで		
第2種		インフルエンザ(H5N1を除く) (型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経 過するまで		
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療 が終了するまで		
		麻しん	解熱後3日を経過するまで		
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身 状態が良好になるまで		
		風しん発しんが消失するまで			
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで		
		咽頭結膜熱	吉膜熱 主要症状が消退した後、2日を経過するまで		
		結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで		
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで		
第3種		コレラ			
		細菌性赤痢	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで		
		腸管出血性大腸菌感染症			
		腸チフス			
		パラチフス			
		流行性角結膜炎			
		急性出血性結膜炎			
	(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)				
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよくなるまで		
		手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態の 安定するまで		
		伝染性紅斑	発疹のみで全身状態がよくなれば登校(園)可能		
		その他の感染症()	症状が改善し、全身状態の良くなるまで		

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

「通常出席停止の措置は、必要ないと考えられる感染症」アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿痂疹

平成	年	月	日	
			医療機関名	
			医師夕	FF